

様式第 38 の 2 の 3 （第 40 条の 4 の 5 第 1 項第 2 号、第 40 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号関係）
第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 株式会社 Z T V

2023 年 7 月 1 日から
2024 年 6 月 30 日まで
(単位：千円)

第 1 表 第 14 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管 理部門費用	うち設備利 用部門費用		
1 第 14 条の 3 第 1 項 第 1 号に掲げるもの	5,186,011	3,867,810	2,525,918	1,341,891	1,318,201	
2 第 14 条の 3 第 1 項 第 2 号に掲げるもの	34,743	26,322	19,296	7,025	8,420	
3 第 14 条の 3 第 1 項 第 3 号に掲げるもの	56,000	244,568	232,469	12,098	△ 188,568	
合 計	5,276,755	4,138,701	2,777,685	1,361,015	1,138,053	

- 注 1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第 40 条の 5 の 3 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2 以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第 40 条の 5 の 3 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。